

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月13日
【会社名】	乾汽船株式会社
【英訳名】	INUI STEAMSHIP CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 乾 新悟
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京(03)3548-3270
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 乾 隆志
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京(03)3548-3270
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 乾 隆志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）



・取引関係 該当事項はありません。

(2) 本合併の目的

両社は、「事業の伸長」、「経営基盤の強化」、「運営の効率化」という3つの視点に基づき、統合効果を発現すべく、本経営統合を進めてまいります。

事業の伸長

海運、倉庫という専門に捉われず、顧客物流の全体最適化を志向することで事業の領域を広げてまいります。まずは、海運業と倉庫業の実務者である両社の経験を軸に、国際取引における物流情報を体系化し管理するサービスを構築することから始めてまいります。

経営基盤の強化

両社の既存事業である、外航海運業、倉庫業、施設賃貸業の異なる事業周期が組み合わせることで、環境の変化に強い経営基盤の構築が可能となります。各々の投資期間の違いによる波動及び、為替の変動リスクにも強みを持ち安定力を増す財務基盤の中で、効率的なファイナンスを実践してまいります。

また、両社の様々なステークホルダーを経営の重要な資源と位置付け、一層のご愛顧を賜ることで新たな価値提供の機会とするべく、既存業務に邁進してまいります。

運営の効率化

本経営統合後、速やかにコーポレート部門の統合を進めて運営を効率化してまいります。また、その余力をもって、事業伸長を担う新しい物流サービスを立ち上げるなど、人員の再配分も進めてまいります。同時に、本社機能を、自社所有施設に統合することで、速やかなコーポレート機能の一元化を図ってまいります。

これらの施策を着実に実行することにより、経営統合の効果を早期に実現するとともに、収益力の一層の向上と、強固な財務基盤構築に邁進し、企業価値の最大化を図り、本経営統合が株主の皆様や、資本市場からより高い評価を得られるように努力してまいります。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他本合併契約の内容

本合併の方法

イヌイ倉庫を存続会社とする吸収合併方式で、当社は解散します。

本合併に係る割当ての内容

会社名	イヌイ倉庫 (吸収合併存続会社)	乾汽船 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容	1	0.35

(注1) 本合併により交付するイヌイ倉庫の株式数：普通株式：10,114,956株(予定)

イヌイ倉庫は、その保有する自己株式2,241,936株を本合併による株式の割当ての一部に充当し、残数については新たに普通株式を発行することを予定しております。本合併により交付する株式数は、当社の自己株式数の変動等により、今後修正される可能性があります。

(注2) イヌイ倉庫は、当社の普通株式1株に対して、イヌイ倉庫の普通株式0.35株を割当て交付いたします。但し、イヌイ倉庫が保有する当社の普通株式510,000株及び当社が保有する自己株式19,460株(平成26年3月31日現在)については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、イヌイ倉庫の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することになる当社の株主の皆様はイヌイ倉庫の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、イヌイ倉庫の単元未満株式を保有する株主の皆様が、イヌイ倉庫に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びイヌイ倉庫の定款の規定に基づき、イヌイ倉庫の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式をイヌイ倉庫から買い増すことを請求することができる制度です。

（注4）本合併に伴い、イヌイ倉庫の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

合併契約の内容

当社が、イヌイ倉庫との間で平成26年5月12日付で締結した合併契約書の内容は末尾のとおりです。

（4）本合併に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社及びイヌイ倉庫は、本合併に用いられる合併比率の算定に当たって公正性・妥当性を期すため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領致しました。当社は第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」）を起用し、イヌイ倉庫は第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」）を起用いたしました。両社は、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に「2.本経営統合の要旨」「(3)本合併に係る割当ての内容」に記載の合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

算定に関する事項

算定機関の名称及び当事会社との関係

当社の第三者算定機関であるSMBC日興証券及びイヌイ倉庫の第三者算定機関である野村証券は当社及びイヌイ倉庫の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません

算定の概要

SMBC日興証券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価法により算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）による算定を行いました。なお、下記の合併比率のレンジは、当社の普通株式1株に割り当てられるイヌイ倉庫の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価法	0.346～0.365
DCF法	0.208～0.398

なお、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、両社とも算定基準日（平成26年5月9日）から遡る1ヶ月、3ヶ月の各期間並びに当社が「固定資産の譲渡および特別利益発生に関するお知らせ」を公表した平成26年4月28日の翌日から算定基準日までの期間における終値平均株価に基づき算定を行いました。

SMBC日興証券は、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、且つ、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMBC日興証券に対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含む。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMBC日興証券の合併比率の算定は、平成26年5月9日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、SMBC日興証券がDCF法による評価

に使用した両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成又は検討されたことを前提としております。

また、SMBC日興証券は、下記「(6)公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の取締役会からの依頼に基づき、平成26年5月12日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件及び免責条件のもとに、本合併比率が、当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を当社に提出しております。

一方、野村證券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法による算定を行いました。なお、下記の合併比率のレンジは、当社の普通株式1株に割り当てられるイヌイ倉庫の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価平均法	0.35～0.37
DCF法	0.33～0.41

なお、市場株価平均法については、平成26年5月9日を算定基準日として、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月及び6ヶ月間の終値平均株価を採用致しました。

野村證券は、合併比率の算定に際して、提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含む。)につき、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。野村證券の合併比率の算定は、平成26年5月9日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成又は検討されたことを前提としております。

また、野村證券は、下記「(6)公正性を担保するための措置」に記載のとおり、イヌイ倉庫の取締役会からの依頼に基づき、平成26年5月12日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本合併比率が、イヌイ倉庫にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)をイヌイ倉庫に提出しております。

なお、両社が各第三者算定機関に対して提出したDCF法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。

当社については、計画期間中に船隊規模の調整のための船舶の売却を計画しているため、当該売却を行う年度に売却益が発生することによる大幅な増益を、翌年度には当該売却益が発生しないことによる大幅な減益を見込んでおります。

一方、イヌイ倉庫については、計画期間中に保有不動産である「月島荘」(Shareする企業寮、平成26年1月入居開始)の入居率上昇等により大幅な増益を見込んでおります。

#### 上場廃止となる見込み及びその理由

本合併に伴い、当社の普通株式は、平成26年9月26日を目途に、東京証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本合併の効力発生日において当社の株主様に割り当てられるイヌイ倉庫の普通株式は東京証券取引所に上場されているため、株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割り当てのみを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。なお、本合併効力発生日以降、イヌイ倉庫の普通株式は、東京証券取引所の有価証券上

場規程に規定された基準に適合すれば、当社の現在の上場市場である東京証券取引所市場第一部に上場することとなります。

本合併により、イヌイ倉庫の単元未満株式を所有することとなる株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することができませんが、単元未満株式の買取り又はその保有する単元未満の株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができます。かかる取扱いの詳細につきましては、上記「2(3)本合併に係る割当ての内容(注3)」をご参照ください。なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である平成26年9月25日(予定)までは、東京証券取引所において、その保有する当社の普通株式を従来通り取引できます。

#### 公正性を担保するための措置

当社は、合併比率算定書の受領に加え、平成26年5月12日付にて、SMBC日興証券から、上記「(4)吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された合併比率が当社の株主にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。また、イヌイ倉庫は、合併比率算定書の受領に加え、平成26年5月12日付にて、野村證券から、上記「(4)吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された合併比率がイヌイ倉庫の株主にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。

#### 利益相反を回避するための措置

本合併にあたって、当社とイヌイ倉庫の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・商号 乾汽船株式会社(イヌイ倉庫株式会社より商号変更予定)
- ・本店所在地 東京都中央区勝どき一丁目13番6号
- ・代表者の氏名 乾 康之
- ・資本金の額 2,767百万円
- ・純資産の額 未定
- ・総資産の額 未定
- ・事業の内容 外航海運業、倉庫業、不動産業

以上

## 合併契約書

イヌイ倉庫株式会社（住所：東京都中央区勝どき一丁目13番6号。以下「甲」という。）及び乾汽船株式会社（住所：東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号。以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本合併契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本合併契約の定めるところに従い、本効力発生日（第5条に定義される。）において、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲は、本合併により乙の権利義務の全部を承継する。

### 第2条（本合併に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わり、その有する乙の株式の合計数に0.35を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本合併に際して、本割当対象株主に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式0.35株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。

### 第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併に際して資本金及び準備金の額を増加しない。

### 第4条（乙の新株予約権に代わり交付する新株予約権又は金銭及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時の乙の発行する新株予約権の新株予約権者に対して、その新株予約権に代わる甲の新株予約権又は金銭を割当交付しない。

### 第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年10月1日とする。但し、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第6条（合併契約承認株主総会）

甲は平成26年6月20日に、乙は平成26年6月26日に、それぞれ株主総会を開催し、本合併契約の承認及び本合併に必要なその他の事項に関する決議を求める。但し、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第7条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、平成26年3月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ法定の分配可能額の限度内で、かつ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。  
甲：1株につき9円  
乙：1株につき3円
2. 甲は、平成26年9月30日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ法定の分配可能額の限度内で、かつ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。  
1株につき9円
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本合併契約締結後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

### 第8条（役員退職慰労金）

甲の取締役又は監査役のうち本効力発生日に伴い退任する者、及び乙の取締役又は監査役のうち本効力発生日に退任し、同日付で甲の取締役又は監査役に就任しない者に対する退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議に基づき、それぞれの退職慰労金支給基準によって定めることとし、当該決議に従って甲が本効力発生日以降に支払う。

### 第9条（従業員の処遇）

甲は、本効力発生日における乙の従業員全員を承継する。甲及び乙は、本効力発生日までに、本効力発生日後の甲及び乙の従業員の処遇等（企業年金及び健康保険その他の福利厚生制度の取扱いを含む。）について協議の上、当該協議結果

に従い、必要に応じて労働組合との協議等人事制度の変更及び統合に必要な手続を協力して行う。なお、乙の従業員の勤続年数は、当該従業員の乙における勤続年数を本効力発生日後の甲における勤続年数と通算して算出する。

#### 第10条（会社財産の管理等）

1．甲及び乙は、本合併契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、本合併契約で別途定められているものを除き、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

2．甲は、第6条に定める甲の株主総会において、本合併がその効力を生ずることを条件として、本効力発生日付で甲の定款につき以下の内容の変更及び追加を行う旨の決議を求める。

イヌイ倉庫株式会社の商号を乾汽船株式会社に変更する旨

本合併に伴い必要となる事業目的を追加する旨

前各号に掲げるほか、本合併に伴い必要となる内容へ変更する旨

3．甲は、第6条に定める甲の株主総会において、本合併がその効力を生ずることを条件として、本効力発生日付で、以下の者を、甲の取締役及び監査役に選任する旨の決議を求める。また、甲及び乙は、本効力発生日における甲の役員構成を当該合意に基づく役員構成とするために必要となる一切の行為を行う。

取締役

乾 康之

乾 隆志

湯浅 和夫

苦瀬 博仁

川崎 清隆

監査役

控井 達夫

田中 正人

高橋 幸一郎

4．乙は、本合併契約につき第6条に定める甲及び乙の株主総会の決議による承認を受けた場合には、本効力発生日の前日までに、乙の発行している第1回新株予約権の全部を無償で取得の上、これを消却する。

#### 第11条（本合併の条件の変更及び本合併契約の解除）

本合併契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなったものと認められる場合、その他本合併契約の目的の達成が困難となった場合には、(i)甲乙協議し合意の上、本合併の条件その他本合併契約の内容を変更し、又は(ii)甲乙協議の上、相手方当事者に対する書面による通知により、本合併契約を解除することができる。

#### 第12条（本合併契約の効力）

本合併契約は、以下の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、その効力を失う。

本効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会のいずれかにおいて、本合併契約の承認及び本合併に必要なその他の事項に関する決議による承認が受けられなかった場合

前条に従い、本合併契約が解除された場合

本合併契約の履行に法令上必要な関係官庁等の承認等を本効力発生日の前日までに得られなかった場合

甲及び乙が合意した場合

#### 第13条（協議事項）

本合併契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本合併契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本合併契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月12日

甲 東京都中央区勝どき一丁目13番6号  
イヌイ倉庫株式会社  
代表取締役社長 乾 康之 印

乙 東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号  
乾汽船株式会社  
代表取締役社長 乾 新悟 印

以 上